

ネオニコチノイド系農薬の使用規制を求める意見書

ヨーロッパや韓国、そしてアメリカでもいくつかの州でミツバチに対して強い毒性をもつネオニコチノイド系農薬の使用規制に着手している。1990年代から有機リン系農薬に代わって農業のみならず家庭でも使われるようになったネオニコチノイド系農薬は、農作物の内部に浸透して植物のあらゆる組織で殺虫効果を発揮する「浸透性農薬」であり、残効性が高いためこの10年間で約3倍と使用量が急増している。毒性は昆虫の中樞神経にある主要な神経伝達物質であるアセチルコリンの働きを阻害し、死に至らしめるものである。散布回数を減らせるため「減農薬栽培」に広く用いられているが、昆虫のみではなくヒトの脳への影響も懸念され、前述のEU諸国及び米国では食品中の残留農薬基準値もきわめて厳しく設定している。ネオニコチノイド系農薬の残留基準は、きゅうりではEUの基準0.02PPMに対し我が国は2PPM、茶葉は、EUの基準0.7PPMに対して5PPM、トマトはEU基準0.5PPMに対し3PPMと、数10倍から100倍まで基準が緩く、人体への影響が大きい。

農林水産省などの調査でもネオニコチノイド系農薬がミツバチの大量死に関連していることがわかってきた。ヨーロッパでは、さらなる調査研究が必要であるとしながらも、被害の拡大を防ぐために昨年、まず暫定的に使用を制限し、2年間調査を行うという方法をとっている。我が国においても予防原則に基づいて、ネオニコチノイド系農薬の使用規制と残留基準の引き上げの撤回を求める。

記

- 1 クロチアニジンなどネオニコチノイド系農薬の残留基準の緩和をやめ、EUと同様に厳しくすること
 - 2 ネオニコチノイド系農薬をはじめ、ミツバチなど花粉を媒介する他の生物への毒性の高い農薬の使用規制をすること*(*イミダクロプリド、チアメトキサム、クロチアニジン、ジノテフラン、フィプロニル、クロルピリホス、シペルメトリン、デルタメトリンを含む)
 - 3 有機農業や自然農法など、毒性の強い化学合成農薬に依存せず、生態系に調和した農業の環境的、社会的な価値を評価し、支援を強化すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

厚生労働大臣 様